

議第9号

平成19年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算

平成19年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,683,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

平成19年2月20日提出

京都市長 梶 本 頼 兼

2 第一市場

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,934,833
	1 使用料 2 手数料	1,934,752 81
2 財産収入		28
	1 財産売払収入	28
3 繰入金		216,122
	1 一般会計繰入金 2 基金特別会計繰入金	215,000 1,122
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		421,016
	1 延滞金加算金及び過料 2 雑収入	1 421,015
6 市債		111,000
	1 市債	111,000
歳 入 合 計		2,683,000

歳 出					
款	項		金 額		
1 市 場 費			千円		
			2,683,000		
	1	中央卸売市場費	1,899,000		
	2	市場整備費	119,000		
	3	公債費	664,000		
4	予備費	1,000			
歳 出 合 計			2,683,000		
第2表 市 債					
起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
中央卸売市場第一市場施設整備費	千円 111,000	発行価格が額面と異なる場合は、その差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができ。